

議案第55号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） 知事が適當と認める<u>連帯保証人</u>の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への<u>連帯保証人</u>の連署を免除することができる。</p> <p>3及び4 略</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第9条 県営住宅の入居決定者（前条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下同じ。）は、知事の指定する期日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>（1） 知事が適當と認める<u>保証人</u>の連署した請書に規則で定める書類を添えて提出すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>2 知事は、特別な事情があると認める者に対しては、規則で定めるところにより、前項第1号の請書への<u>保証人</u>の連署を免除することができる。</p> <p>3及び4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県営住宅に入居している者又は入居の決定を受けた者に係る入居の手続については、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。